

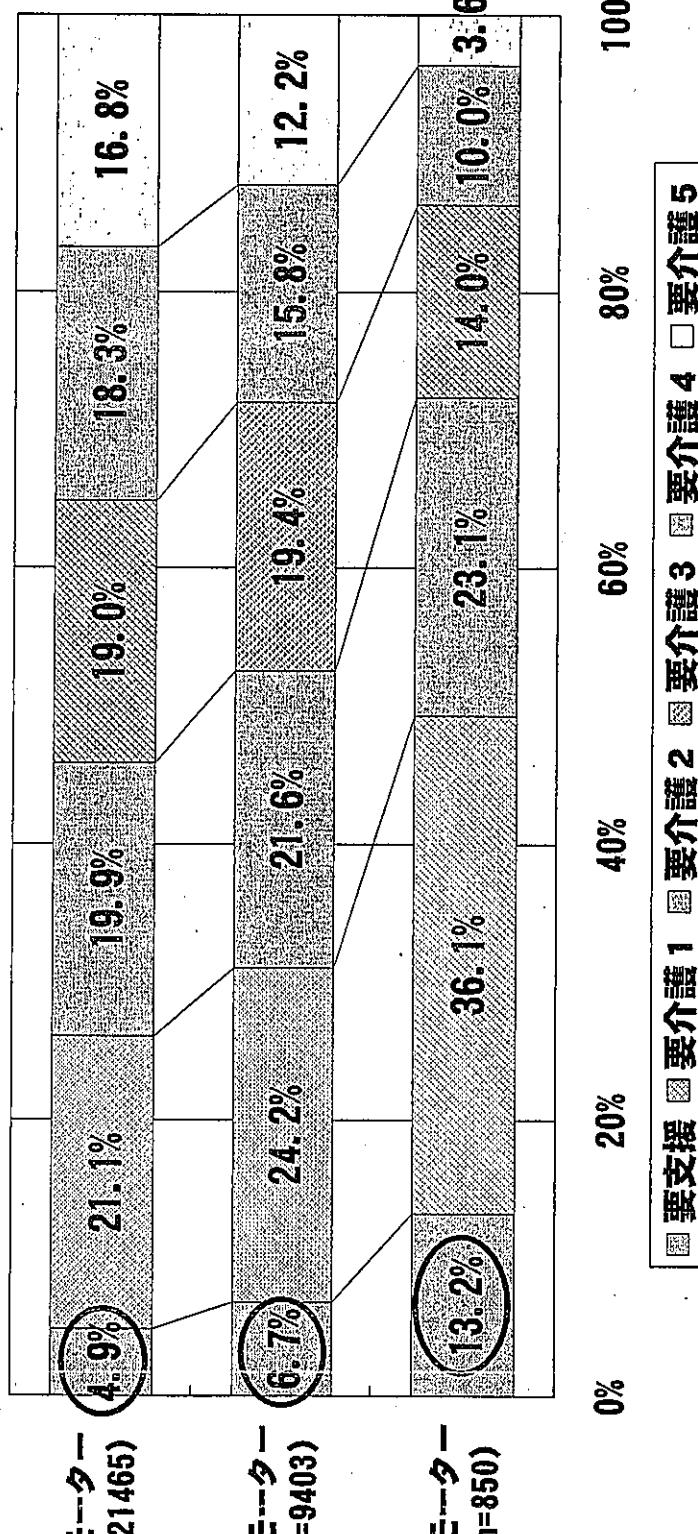
特殊要介護の場合

使用が想定しにくくい要介護度



要支援

特殊要介護は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことによる身体を痛める危険性を避けるため、立ち上がり、起き上りがついて、寝返り、起用が想定しにくい。



(データ:東京都の平成16年2月サービス提供分のレセプトより)

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によつては、使用が考慮される場合もある。

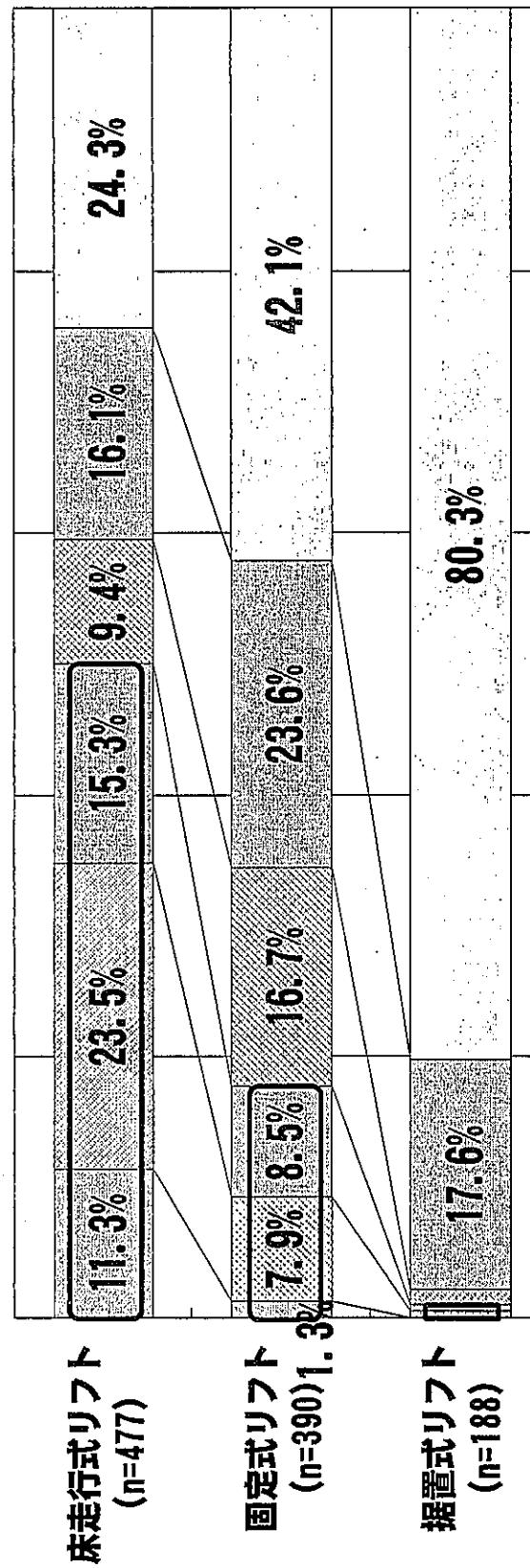
移動用リフトの場合

使用が想定しにくく要介護度



要支援・要介護1・要介護2

床走行式リフト・固定式リフト・据置式リフトは、車いすから便座などへの移乗を介助する
床走行式リフト・固定式リフトである。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合
に使用する福祉用具である。「要支援」、「要介護1」、「要介護2」での使用が想定しにくい。



(データ:東京都の平成16年2月サービス提供分のレセプトより)

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

2 指定事業所・施設等に対する指導監督について

- 平成12年4月の制度発足以来、不適切な介護サービスの提供や不正な介護報酬の請求などを事由とする指定取消処分が年々増加してきていることは誠に遺憾である。
- 全国で指定取消等の対象となった事業所・施設数は、別紙のとおりであり、その概要は以下のとおりであるが、今後とも不正事例に対しては毅然とした対応をお願いしたい。
 - i サービス種類別にみると、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、通所介護事業、福祉用具貸与事業の順に多く、また、開設者の法人種別では、株式会社等及び特定非営利活動法人が行っている事業所の割合が他の法人種別に比して著しく高い傾向にある。
 - ii 主たる取消事由をみると、訪問介護事業所の場合は「架空・水増し」、「無資格者サービス」、「名義借り指定申請」、「人員基準違反」、「同居家族へのサービス」などが多く居宅介護支援事業所の場合は、「無資格者によるケアプラン」、「架空ケアプラン」、「名義借り指定申請」などが多い傾向にあり、痴呆対応型共同生活介護事業（以下「痴呆性グループホーム」という。）においては、虐待とも言える不適切なケアを事由とする取消事例が発生している。
 - iii 不正不当な行為が発覚した端緒は、事業所職員や元職員等からの相談や苦情の情報に基づくものが半数近くを占めている状況にある。
- 一方、各都道府県の指導や会計検査院による検査において、本来であれば減算して請求すべき報酬がそのまま通常の単位数をもって請求されている例など、介護報酬算定ルールに関する事業者の理解不足又は不注意に起因する過誤事例が指摘されている。

算定誤りが共通的に見られる事項については、指定事業所・施設に対してあらかじめ周知を図ることにより、過誤件数の軽減に努める必要がある。
- なお、最近、ある施設への苦情に関する調査を行った民間団体から、身体拘束

の他に食事や入浴介助の対応が極めて杜撰、入所者への暴言や虐待まがいの高圧的接遇など入所者的人格を尊重しているとは思えない施設があるとの情報提供を受けたところである。

また、別の施設に関する新聞報道では職員が入所者を虐待しているとの事例も報じられていることにかんがみ、サービス水準の確保・確認に向け、サービス提供理念の周知徹底、個別ケアを推進するためのサービス計画の作成・実施状況の把握、モニタリング・計画の見直しという一貫した取り組み、サービスの質を高めるための自己評価・研修等の取り組みが適切に行われるような指導も重要である。

(1) 実地指導に当たっての重点的確認事項

上記のような状況認識を踏まえ、以下に掲げる事項を重点的に確認願いたい。

- ◇ 介護報酬算定に関する告示・通知を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿った介護報酬の請求であるか
 - ・職員体制の強化に伴う加算要件の見合う職員の勤務実態はあるか
 - ・職員が不足している場合には減算請求がなされているか
 - ・療養型医療施設において、特別室料を徴している場合に「病院療養病床療養環境減算」が行われているか。（会計検査院より多数の指摘がなされている）
- ◇ 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか
- ◇ 名義借りによる架空職員を捏造しているおそれはないか
 - ・医師の勤務実態はどうなっているのか
 - ・多数の事業拠点を運営する法人内の異なる事業拠点間や特別な関係にある法人の運営する事業拠点間で行われているおそれはないか
- ◇ 有資格者により行うべきサービスが無資格者によって行われていないか
- ◇ 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理され

ているか

- ・居宅サービスの場合は居宅サービス計画と個別サービス計画・実施内容との整合性はどうなっているか
- ・身体拘束につながりそうな入居者の把握と身体拘束を防止するための工夫はどのように行われているか
- ・漫然とおむつ排泄が行われていないか
- ・特別養護老人ホームにおける健康管理と医療ニーズへの対応の実態はどうなっているか
- ・サービスの質の評価実施や改善すべき内容の有無・改善に向けた取り組みを検討するなどサービスの向上のための努力は何か行っているか
- ◇ 苦情、事故があった場合にどのような対応を行っているか
- ◇ その他、利用者が支払うべき1割相当額の利用料を徴収しているか、事業運営の透明性が確保されているか

(2) 指導対象の事業所・施設の選定方針について

指定事業所・施設の指導にあたっては、機械的・順番的な指導計画にとらわれることなく、下記のような事例に該当するものについて臨機応変に対応されるようお願いしたい。

- ◇ 国保連合会介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示していると思われる事業所・施設
- ◇ 市町村や国保連合会に寄せられる事業者に関する苦情を把握し、その分析結果から実地確認を行う必要があると思われる事業所・施設
- ◇ 各種研修・研究会に管理者・職員が一切参加していないなど、外部との情報交換を避けたり、介護相談員の受け入れを拒否するなど外部の目が入ることを避けるような事業所・施設
- ◇ 同一法人が多数の事業拠点を展開あるいは特別な関係にある法人間で多方面にわたる複数の事業拠点を展開している形態の事業所・施設